

## 福岡地区水道企業団指名基準

第1条 指名競争入札に付そうとするときは、等級区分のある契約については当該契約の予定金額に対応する有資格者のうちから第4条に定める基準により指名するものとする  
ただし、次の各号に該当する場合には直近の上位及び下位の等級に属する有資格者のうちから指名する者の数の2分の1を越えない範囲において指名することができる。

- (1) 工事の性質上急施を要するとき。
- (2) 当該工事の等級区分に対応する業者数が不足するとき。
- (3) 施工区域及び地理的状況から当該工事が有利に施工されるとき。
- (4) その他前各号に準じ企業長が必要と認めるとき。

2 専売特許、その他特別の技術、資材等を要する契約については前項の規定によらないで指名することができる。

第2条 前条の規定による等級に対応する予定金額は、契約事務取扱要綱第6条別表第1により次のとおりとする。

業種 等級	土木工事	建築工事	ほ装工事	電気工事	管 工 事	管工事Ⅱ種
Aランク	2億円以上	3億円以上	2500㎡以上	5000㎡以上	5000㎡以上	2億円以上
Bランク	2億円未満 7000㎡以上	3億円未満 8000㎡以上	2500㎡未満	5000㎡未満 1500㎡以上	5000㎡未満 1500㎡以上	2億円未満 7000㎡以上
Cランク	7000㎡未満 2000㎡以上	8000㎡未満 2000㎡以上		1500㎡未満	1500㎡未満	7000㎡未満 2000㎡以上
Dランク	2000㎡未満	2000㎡未満				2000㎡未満

2 前項に掲げる種別以外の工事については、等級に区分しない。

第3条 工事の請負契約については、次に掲げるところにより指名する者の選定を行うこととし、指名が特定の有資格者に偏しないようにするものとする。

- (1) 施工能力のある者を指名する。
- (2) 受注機会が公平となるように指名する。
- (3) 不誠実な行為の有無、信用状態等を考慮して指名する。

2 福岡都市圏（本企业団の構成団体の行政区域内）に主たる事務所を有する者（以下「地場業者という。）に施工能力があると認められる場合は、地場業者を優先的に指名する。

3 地場業者に施工能力がないと認められる場合又は地場業者の数が不足する場合は、都市圏に支店を有する者を優先的に指名する。

- 4 福岡地区水道企業団指名停止等措置要領に基づき競争入札参加停止の措置を受けている者については、指名を行わないものとする。
- 5 製造の請負、物品の買入れ、業務委託その他の契約について指名競争入札を行う場合も、可能な限り、前各項の例により指名を行うものとする。

第4条 等級区分のある契約についての指名業者の数は概ね次の基準によるものとする。

等級	土木・建築工事	ほ装工事	電気・管工事	管工事Ⅱ種
Aランク	16社から28社	12社から24社	12社から24社	16社から28社
Bランク	12社から24社	6社から16社	8社から20社	12社から24社
Cランク	8社から20社		6社から16社	8社から20社
Dランク	6社から16社			6社から16社

2 前項に掲げる種別以外の工事については、その都度定めるものとする。

第5条 指名の公平及び適正を図るため入札参加者資格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の構成、組織等は契約事務取扱要綱第3条に定める委員会の規定を適用する。

3 委員会が審議する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が2億円以上の工事若しくは製造の請負契約又は予定額が6,000万円以上の物品の購入契約に関して指名競争入札による場合における指名理由。
- (2) 設計金額が2億円以上の工事若しくは製造の請負契約又は予定額が6,000万円以上の物品の購入契約に関して随意契約による場合における随意契約の理由。
- (3) その他委員長が必要と認める事項。

第6条 契約の適正な履行を確保するために、別に定めるところにより競争入札参加停止、又は、指名停止若しくは警告を行うことがある。

附 則

この基準は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年8月1日から施行し、同日以降入札公告を行う工事等について適用する。

附 則

この基準は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年8月1日から施行する。